

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年5月21日（平成30年（行情）諮問第234号）

答申日：平成30年10月2日（平成30年度（行情）答申第250号）

事件名：特定日時に特定刑事施設内の特定居室で発生した暴行・傷害事件に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日時に特定刑事施設内の特定居室にて発生した暴行・傷害事件（以下「本件事件」という。）に関する書類全て」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月9日付け高松発第126号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

「個人を識別することができる情報」が開示できないのであれば、一部黒塗り等で開示不可部分を消すなどして開示すればよい訳であり、一部分の不開示を理由に全てを不開示にすることに理由はなく、不開示決定の取消しを求めます。

##### （2）意見書

ア 理由説明書2（1）（下記第3の2（1））についての意見

法8条の規定は「開示請求に対し当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としているとあるが、基本的に全ての行政文書は開示請求がなされない限り「不開示情報」であり、法8条の規定の使い方次第では全ての行政文書を不開示、つまり開示請求自体を拒否することができるということになる。そういう内容自体が開示請求制度を建前として「開示請求すること

ができます。」と形式上はなるものの実際には全ての開示を拒否することができる矛盾した制度ということがわかります。

よって法8条は、開示請求制度の観点から違法であると思われる。

#### イ 理由説明書2(2)(下記第3の2(2))についての意見

「本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定刑事施設に收容されていた又は收容されている事実の有無及び特定日時に特定刑事施設内で本件事件が発生した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。」とあるが、文書の存否が答えられないこと自体がおかしい点である。開示請求者本人が本件事件の被害者であることから、書類自体が「ない」ことはあり得ず、「存否を答えること」自体は論点ではないこと。むしろ文書が「ない」とするならば、公文書隠ぺいとなるからである。

また、開示請求者は、この本件事件を公にし、刑事事件として立件することを望んでおり、「事件が発生した事実の有無を明らかにすること」、このこと自体が目的であり、特定刑事施設が本件事件を立件せずに隠ぺいすることを阻止することが開示請求理由である。

#### ウ 開示請求者の意見

本件開示請求には2つの目的があり、行われたものである。

1点目・本件事件を立件するに当たり、資料とすること。

2点目・本件事件自体の隠ぺいを未然に防ぎ、公にすること。

以上2点を達成されるのであれば、「不開示決定」が「妥当である。」と判断されてもしかたなきものと受け入れます。しかし現状では事件自体の存在を「不開示」にしており、あからさまに事件自体を認めない体制であることは明らかである。

その体制を改め、事件を立件して下さるのであれば、以上2点が達成されたものとして不開示決定を受け入れます。

事件を立件して下さる方が実際のところ誰であれ、開示請求者としては問いません。行政文書の開示又は事件立件を強く望みます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求について

審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により本件対象文書を請求したことに対し、処分庁が、本件対象文書について、法8条の規定により、開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき個人を識別できる情報が開示されるのと同様の結果が生じるものに該当するとして原処分を行ったものであり、審査請求人は、本件対象文書を一部不開示とすればいいものであって、一部分の不開

示を理由に、全てを不開示にすることに理由はなく、不開示決定の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の法8条該当性について

(1) 法8条の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

(2) 本件開示請求は、特定日時に特定刑事施設内の特定居室で発生した本件事件を前提として作成、保存される文書を請求しているところ、その請求内容には、具体的な特定日時、特定居室及び罪名が記載されていることから、当該情報は、法5条1号に規定する、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定刑事施設に収容されていた又は収容されている事実の有無及び特定日時に特定刑事施設内で本件事件が発生した事実の有無（以下、第3において「当該存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

## 3 当該存否情報について

当該存否情報は、法5条1号に規定する特定の個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

当該存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

なお、本件対象文書は、当該存否情報に該当することから、法6条2項

に基づく部分開示をすることはできない。

- 4 以上のとおり、本件開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき特定の個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年5月21日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月18日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月10日    | 審議            |
| ⑤ 同月28日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき個人を識別することができる情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、個人を識別することができる情報が開示できないのであれば、一部黒塗り等で開示不可部分を消すなどして部分開示すればよいなどとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

###### (1) 諮問庁の説明

上記第3の2及び3のとおり。

###### (2) 検討

ア 本件対象文書の文言中には、本件事件に関与した特定の個人の氏名は明記されていない。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件開示請求の内容については、本件事件に関し、その発生日時と発生場所である居室の呼称（居室番号）の外、本件事件の該当罪名が明記されていることから、特定刑事施設の被収容者が本件事件に関与したとすれば、その当時、特定刑事施設に収容

されていた者などの一定範囲の関係者にとっては、それらの情報により、本件事件に関与した者が誰であるかを推知することが可能である旨補足して説明する。

イ そこで、本件事件の公表の有無に関し、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件事件に関しては、報道発表等で公にされたという事実はない旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、特定日時に特定刑事施設の特定居室において本件事件が発生したという事実が公にされたとしても、一般人にとっては、それらの情報により直ちに、本件事件に関与した者が誰であるかを推知することはできないが、特定刑事施設の被収容者が本件事件に関与したとすれば、本件事件が発生した特定日時と同時期に特定刑事施設に収容されていた者などの一定範囲の関係者にとっては、本件開示請求の内容に含まれる上記の情報から、あるいは、これと他の情報を照合することにより、本件事件に関与した者（被収容者）を推知することが可能であると認められる。

ウ したがって、本件対象文書の存否を答えることにより、結局、一般に、他人に知られることをできる限り忌避する性質の情報である、本件事件が発生した特定日時に、特定の個人が特定刑事施設に収容されていた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が、上記の一定範囲の関係者に明らかになる可能性があるものと認められるから、本件存否情報は、法5条1号本文後段に該当するといえる。

そして、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

エ 以上のことから、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにし

ないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史